

# 令和8年度 経営安定融資（中東情勢対応クイックつなぎ）要領

## 1 目的

「令和8年度東京都中小企業制度融資要項（以下「要項」という。）第5 経営の安定化資金 1 経営安定融資 三 中東情勢対応クイックつなぎ」について必要な事項を定めることにより、中東情勢の変化によって事業活動に影響が生じている中小企業者等の経営の安定を図ることを目的とする。

## 2 定義

要項総則の2及び次の表に定めるとおりとする。

用語	定義
中東情勢の変化	令和8年2月以降に生じているイランを中心とする中東情勢の変化をいう。

## 3 融資対象

次の（1）又は（2）のいずれかに該当するもの。

### （1）中東つなぎ（小口）（国の全国統一保証制度）

次のアからカまでを全て満たすもの。

ア 次に掲げる信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者

- ① 常時使用する従業員の数が20人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（②に掲げるものを除く。）
- ② 常時使用する従業員の数がその業種ごとに信用保険法施行令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの
- ③ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの
- ④ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの
- ⑤ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
- ⑥ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（上記①から⑤に掲げるものを除く。）

イ 要項総則の3に定める融資対象の基本要件を満たすこと。

ウ この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。

エ 東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。

オ エの保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。

カ 中東情勢の変化によって事業活動に影響を受けていること。

### （2）中東つなぎ（一般）

次のアからオまでを全て満たすもの。

ア 中小企業者又は組合であること。

- イ 要項総則の3に定める融資対象の基本要件を満たすこと。
- ウ 東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。
- エ ウの保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。
- オ 中東情勢の変化によって事業活動に影響を受けていること。

#### 4 融資条件

次の表のとおりとする。

資金用途	運転資金 ただし、既往融資の返済を目的とする運転資金は不可
融資限度額	1,000 万円
融資期間	2 年以内
融資利率 (年率)	固定金利 要項総則の4「融資利率一覧【責任共有対象】【責任共有対象外】利率区分②」に定めるとおりとする。
返済方法	原則、分割返済（据置期間なし）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は、一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の4分の3を補助する。
保証人	要項総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	要項総則の4に定めるとおりとする。

#### 5 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

令和8年5月29日から令和8年9月30日まで

(2) 融資申込受付機関

指定金融機関のみとする。なお、申込人と与信取引を有している金融機関による取扱いを原則とする。

(3) 融資申込みに必要な書類

書 類 名	必要部数
(1) 要項総則の5に定める書類	所定部数
(2) 「中東情勢対応クイックつなぎ」該当届	1 部

#### 附 則

この要領は、令和8年5月29日から施行する。

## 「中東情勢対応クイックつなぎ」該当届

西暦 年 月 日

(申込者) 住 所  
名 称  
代表者

中東情勢の変化によって、以下の該当事由のとおり事業活動に影響が生じているので、経営安定融資「中東情勢対応クイックつなぎ」の融資対象に該当することを届け出ます。

## 【該当事由】

中東情勢の変化による事業活動への影響

(下記を参考に上記「該当事由欄」に記入ください。)

例1：中東情勢の影響で原材料〇〇の供給が滞り、取引先への納品に遅れが生じる恐れがある。

例2：中東情勢の影響で原材料価格が高騰し、製品の主原材料〇〇の価格が上昇している。

## 【注意事項】

- 本制度の対象は、中東情勢の変化に起因するものです。
- この該当届は、融資申込書の添付資料として、融資申込窓口へ提出してください。
- この該当届は、融資申込みの資格要件です。虚偽等により内容に齟齬があった場合には、融資が受けられないことがあります。
- この該当届は、あくまで融資対象に該当することを届け出るものであり、金融機関及び保証協会が融資の審査を別に行います。その審査によって、融資の諾否や融資金額が決定されます。

金融機関使用欄

申込者が本制度の要件を満たしていることを確認しております。

また、本保証申込は、

<input type="checkbox"/> 中東つなぎ (小口)
<input type="checkbox"/> 中東つなぎ (一般)

として、保証申込を行います。

(※ いずれかにチェックして下さい。)

西暦 年 月 日

金融機関本・支店名

確認者名